

社会福祉法人つどいの家 役員等の報酬支給基準について

評議員及び役員の報酬等については、「定款」、「評議員等報酬および費用弁償規程」において規定しているところであるが、その基準となる考え方を明確にしておく必要があることから、下記のように整理するものである。

記

1 報酬に対する基本的な考え方

基本的には、常勤の役員に対して、報酬を支給する。但し、役員を法人職員が兼ねる場合及び非常勤である評議員・理事に対しては、これを支給しない。

2 理事長の報酬の考え方

理事長には、(第二種)社会福祉事業を経営する幅広い見識や当法人の運営する日中活動支援の5事業所、地域生活支援の3事業所、居住支援の5グループホームに対する高いマネジメント能力が求められている。また常勤として職員に対する総括管理業務など、これらの職務・職責への対価として相応しい報酬額とすべきと考える。

3 報酬についての基本的な水準について

理事長の報酬については、当法人の評議員等報酬および費用弁償規程第3条第4項において「この法人の施設長等管理的業務を担う職員の平均給料を上限」とする旨定めている。現在、施設長等管理的業務を担う職員は、常勤職員8名である。この8名の平成28年度職能給平均額(年齢による加算については考慮せず、あくまでも、職責に伴う給料分の平均として算出)は「195,518円」となっており、この額に今後3年間毎年度平均1.5号俸アップと推計すると、平成29年度「198,252円」、平成30年度「199,709円」、平成31年度「201,724円」となる。これらの水準からも、理事長報酬月額「200,000円」は、妥当な水準であると考えられる。

もちろん、法人の経理の状況、財産の状況等を考慮し定めたものである。

また、この月額報酬を基準とし、職務・職責に応じ、常務理事にあつては、月額「150,000円」、理事にあつては、月額「100,000円」と規定した。監事については、従来同様の考え方から、業務の都度日額「5,000円」と定めたものである。

以上